

委託業務特記仕様書

(本業務の特記仕様事項)

第1条 本業務は、「公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書」に基づき実施しなければならない。

(土木工事共通仕様書の適用)

第2条 本業務の施工については、「徳島県土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(安全教育等)

第3条 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 本業務内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本業務における災害対策訓練
- ⑤ 本業務現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全衛生教育として必要な事項

2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

(業務実施時期等)

第4条 本業務の実施時期及び実施箇所は、監督員と協議して定めるものとする。

(交通誘導警備員等)

第5条 交通誘導警備員とは、警備業法第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことである。

- 2 受注者は「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、設計変更までに監督員へ1部提出しなければならない。
- 3 交通誘導警備業務を第三者に請け負わせる場合の業務の再委託承諾申請は、省略を可能とする。

(現場責任者)

第6条 受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第1号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

(施工管理等)

第7条 受注者は、作業が完了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

2 作業量を出来高＜寸法＞管理することが困難な場合（点在している雑木類の処理等）は、実績日報・写真（別紙－1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

3 業務写真については、次の項目に留意すること。

① 同じ箇所、同じ方向から撮影するものとし、作業前・作業中・完了時を対比させて添付すること。

② 業務看板、保安施設及び交通誘導員の配置状況についても、撮影すること。

4 撮影頻度、撮影項目等については、契約締結後に監督員と協議すること。

5 各回における作業の完了時には、監督員の検査立会を受けること。

(作業における一般事項)

第8条 作業にあたっては、次の項目に留意すること。

① 事前に現地調査を実施し、既設構造物の位置を確認するとともに支障となる物件の撤去や目印の設置を行うこと。

② 作業箇所の移動も考慮に入れて、作業箇所の区分割りを計画すること。

③ 作業箇所周辺の駐車車両は、事前に作業中は移動してもらうように依頼すること。

④ 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行うこと。

⑤ 作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な作業に努めること。

⑥ 法面での草刈りでは、表土の流出を防止するため、表面が露出しないように刈り高に注意すること。

⑦ 作業中は、次条に示す飛散防止対策を確実に実施すること。

⑧ 各回の除草・集草完了後は、速やかに運搬積込を開始すること。

⑨ 草木類の運搬時は、シート被覆等の処理を施し、飛散防止を徹底すること。

(事故防止対策)

第9条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- ① 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用すること。
- ② ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用すること。
 - ・ 草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・ 歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用すること。
- ③ 受注者は、実施する飛散防止対策について着手前に書面により監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(一般廃棄物の搬出)

- 第10条 一般廃棄物の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 一般廃棄物の搬出先については、廃掃法第7条第6項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
 - 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 4 一般廃棄物の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

(再生利用のための建設副産物の搬出)

- 第11条 受注者は、本業務の施工により発生する建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第12条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第13条 本業務は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行業務であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」を適用する。

(業務完了報告書)

- 第14条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。
- ① 出来高数量表
 - ② 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）

- ③ 実績日報・写真
- ④ 処分伝票（写し）及び引き渡し調書
- ⑤ 警備報告書（写し）及び交通誘導警備員勤務実績報告書
- ⑥ 安全訓練等の記録
- ⑦ 材料等使用承諾願
- ⑧ 段階確認記録表
- ⑨ 打合せ簿
- ⑩ 記録写真
- ⑪ その他

（諸法令の遵守）

第15条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

（その他）

第16条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 2 除草及び河道掘削については、施工後に繁茂及び堆砂等が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来形確認を行っている部分に限り、出来形確認記録を当該検査の対象とし、再施工義務の対象外とする。
- 3 不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うものとする。
- 4 その他仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

徳島県西部総合県民局＜美馬＞河川・砂防担当 宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
	合計		0.0 h	0.000 人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
	合計		0.00 h	0.000 日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県西部総合県民局＜美馬＞河川・砂防担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備 考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備 考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
	小計						

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実 績 日 報 写 真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

その他材料写真	
その他材料写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：